

## me:rise 立川たましん法人会員規約

me:rise 立川たましん法人会員規約（以下「本規約」という。）は、多摩信用金庫（以下「当金庫」という。）が運営をする「たましん地域未来/共創センターme:rise 立川」（以下「本施設」という。）の会員について定める。

### 第1条（総則）

会員は、本規約及びme:rise 立川施設利用規約（以下「利用規約」という。）並びに別途当金庫が定める各種規約（以下まとめて「利用規約等」という。）を遵守の上で本施設を利用するものとする。なお、本規約と利用規約との間で矛盾又は抵触がある場合には、本規約が優先して適用されるものとする。

### 第2条（規約の変更）

当金庫は、当金庫の裁量により本規約を変更する事がある。本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容並びに効力の発生日について、本施設への掲示、ホームページへの掲載により利用者へ周知する。その効力は本規約第3条に定めるすべての会員におよぶものとする。

### 第3条（会員）

本規約にて定める会員は、利用規約第4条にて定める法人会員（以下「会員」という。）とする。

### 第4条（利用者の範囲）

本規約にて定める利用者（以下「利用者」とする。）は、会員の役員及び従業員とする。

### 第5条（会員の責任）

会員は、利用者に対して利用規約等を遵守させる責任を負う。利用者が利用規約等を違反した場合は、会員がその責任を負う。

### 第6条（サービスの内容）

当金庫は、会員に対して利用規約第5条4項に規定するサービスの全部又は一部を提供する。なお、利用可能なサービスの内容（以下「本サービス」という。）は、その内容を別途定める。

## 第7条（入会資格）

本施設の入会資格は、次の各項を全て満たすこととする。

1. 当金庫と取引のある法人で、利用規約等に同意し、遵守をする者
2. 利用規約第11条に規定する暴力団員等及び同条各項に該当をせず、かつ将来にわたってこれに該当をしない者
3. 過去に利用規約第12条に規定する利用禁止に該当した事がない者
4. その他、当金庫が入会を相応しいと判断した者

## 第8条（契約の成立）

本規約に定める会員申込を希望する場合、利用規約等に同意し、当金庫が定める方法により会員申込を行うものとする。

当金庫は、会員申込に対し所定の審査を行う。なお、当金庫は、その自由な裁量により会員申込を承認し、又は承認しない事ができ、承認しない場合はその理由を示さないものとする。当金庫が会員申込を承認した場合、本施設の利用に関する契約（以下「本契約という。」）が成立し、承認を受けたものは本サービスを利用する事ができる。

当金庫は、会員又は利用者に対し、当金庫が必要と判断する資料の提出を求める事ができる。

## 第9条（借地借家法の適用）

会員及び利用者は、本サービスを利用する権利を有するがスペースや座席等の占有権限を有するものではなく、借地借家法上の借家権あるいは民法上の賃借権は発生しない。

## 第10条（利用目的及び契約期間）

本会員は、『me:rise 立川施設利用申込書』（以下「利用申込書」という。）に記載した用途にのみ本施設を利用することができる。

本契約の契約期間は、1ヵ月（月末締）とし、本会員又は当金庫のいずれからも期間満了までに何ら異議の無い場合、本契約は、従来と同一の条件にて1ヵ月間更新されるものとし、以後同様とする。

## 第11条（利用料金及び利用開始日）

1. 当金庫は、毎月26日付で翌月の本施設の利用にかかる利用料金及びオプション料金（以下「利用料金等」という。）の口座振替を行う。

なお、口座振替は多摩信用金庫の口座から行うものとする。また、これらの支払いにかかる消費税は、本会員の負担とする。消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸費用にかかる消費税について、前払い金を含め法改正の内容に従い、本会員は負担するものとする

2. 利用料金等は me:rise 立川料金表に定める

3. 利用料金等は、毎月1日を基準として月末締めとする
4. 利用開始日は、契約日を基準とする。なお、契約日は当金庫が利用申込書受領後それを承認した時に遡って成立するものとする。
5. 当金庫は、当金庫の裁量により利用料金等を変更する場合がある。この場合、変更日の1ヵ月前までに利用規約第2条に定める方法により本会員に告知をすることとする
6. 利用料金等は、本サービスの利用状況に関わらず、本契約終了日の属する月の末日まで発生する

### **第12条（退会）**

本会員は、本契約を所定の方法で解除し、退会する事ができる。

1. 本会員は、退会希望月1ヵ月前の7日までに退会の申請及び所定の手続きを行い、当金庫が受理する事により退会希望月の末日に退会する事ができる
2. 退会日は、退会希望月の末日を退会日とし、本会員は退会申請後も退会日まで本施設を利用できる。
3. 本施設の利用の有無に関わらず、退会月における利用料金の日割り計算は行わず、利用料金の全額を払うものとする。また、すでに支払い済みの利用料金は返金しない。
4. 会員は、未払い利用料金がある場合は、退会手続き完了後においても支払い義務を負うものとする（本規約第13条に定める当金庫による契約の解除を含む）。

### **第13条（当金庫による契約の解除）**

次の各項のいずれかに該当する時由が生じた時は、当金庫は何らの催告なく、本契約を解除し、会員を退会させる事ができる。

1. 会員または利用者が利用規約第10条に定める禁止事項を行ったとき
2. 会員または利用者が利用規約第11条に定める事項に該当すると認められたとき
3. 会員及び利用者が利用規約第12条に定める事項に該当したとき
4. 会員が利用料金等の支払いを3ヶ月以上滞納したとき
5. 会員及び利用者が他の利用者による本施設利用に支障が生じる行為又は迷惑となるような行為をし、当金庫が改善を促しても改善がみられないとき

### **第14条（利用料金の返還）**

本規約第13条に定める当金庫による契約の解除によって退会したとしても、利用料金等は返還・減額をしない。また、すでに発生したものは免除しない。

### **第15条（会員資格の譲渡、貸与）**

会員は、いかなる場合も自己の会員資格を第三者に譲渡・貸与又は担保に供する事はできない。

#### **第16条（本サービスの停止又は終了）**

当金庫は、次の各項のいずれかの事由により、事前に告知する事なく、やむを得ず本サービスの全部又は一部の提供の停止や利用制限、並びに本サービスの提供を終了する場合があります。

1. 本施設内の設備の保守、点検、本施設内の改装、修理などを行う場合
2. 火災、停電等の事故により本サービスの提供ができない場合
3. 天変地異、テロ、疾病その他の不可抗力事由にもとづき、本サービスの提供ができない場合
1. 行政の指導、法令の定め等の事由により、当金庫が本サービスを提供する事が適切でないと判断した場合
2. その他、当金庫が合理的と判断する事由により、本サービスの提供を停止又は終了する場合

#### **第17条（原状回復・明け渡し）**

1. 会員は、退会するときは、会員又は利用者が本施設内に設置した備品等を会員の責任において撤去し、本施設を原状回復して引き渡さなければならない。但し、会員または利用者の通常の使用に伴い生じた損耗は除く。
2. 会員及又は利用者は、契約終了日より10日を過ぎても当該申込みスペースの残置物を撤去しない場合、当金庫は会員又は利用者が残置物の所有権を放棄したものとみなし、当金庫の任意の方法で当該残置物等を処分する事ができる。この場合、会員は残置物の処分に必要な費用を全額負担するものとする。

#### **第18条（利用者の通知義務）**

会員は、あらかじめ当金庫に届け出ている事項（利用申込書に記載した用途を含む。）に関し、変更が生じた場合には、当金庫に書面にて通知し、当金庫の承諾を得る必要がある。

#### **第19条（準拠法・管轄裁判所）**

本規約は日本法に準拠するものとし、本規約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所立川支部又は立川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

（2023年1月19日現在）